

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、源泉所得税課税状況及び民間給与実態統計調査結果（抜粋）から成っている。課税状況は全数調査又は標本調査により調査、集計したものであり、巨視的な角度から源泉所得税の課税の全容をとらえたものである。民間給与実態統計調査は、給与所得者（民間企業に属するものに限る。）についての企業規模別、業種別等に人員、給与及び税額の構造を明らかにしたものである。この調査は標本調査の方法で調査、集計したものであるため、前半の課税状況の関連数値とは若干の差がある。

2 源泉徴収税率（平成15年分）

- (1) 利子所得（源泉分離）……………15%（他に地方税5%）
- (2) 給与所得……………「給料所得の源泉徴収税額表」に定める額（略）
- (3) 配当所得
 - イ 総合課税
 - (イ) 軽減税率適用分（平成15年4月1日から平成15年12月31日までに支払うべきもの）……………10%
 - A 上場株式等の配当等（B、D、Eを除く）……………金額の多寡にかかわらず確定申告不要
 - B 特定株式投資信託の収益の分配……………
 - (ロ) 普通税率適用分……………20%
 - C A B以外の配当等……………1回5万円以下（計算期間が1年以上であるときは10万円以下）は確定申告不要
 - ロ 源泉分離課税……………15%（他に地方税5%）
 - D 公募証券投資信託の収益の分配（公社債投資信託及びBを除く）……………
 - E 特定投資法人の投資口の配当等……………
 - F 私募公社債等運用投資信託の収益の分配……………
 - G 特定目的信託（社債的受益証券に限る）の収益の分配……………
 - ※35%の税率による源泉分離選択課税制度は平成15年3月31日をもって廃止された。
- (4) 退職所得
 - イ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合……………「退職所得の源泉徴収税額の速算表」により求めた額（略）
 - ロ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかった場合……………20%
- (5) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等（特定口座内調整所得金額）……………7%
- (6) 報酬・料金等
 - 居住者
 - イ 原稿料等（所得税法第204条1項1号）
 弁護士、税理士等（同条1項2号）
 職業野球選手、騎手等（同条1項4号）
 芸能等についての出演、演出等（同条1項5号）
 契約金（同条1項7号）
 - 左の報酬・料金の額……………10%
 ただし、同一人に対し1回に支払われる金額が100万円を超える場合には、その超える金額については20%
 - ロ 司法書士、土地家屋調査士、海事代理士（同条1項2号）（控除額…1回の支払い金額につき1万円）
 職業拳闘家（同条1項4号）（控除額…1回の支払い金額につき5万円）
 外交員、集金人、電力量計の検針人（同条1項4号）（控除額…1回の支払い金額につき12万円）
 ホステス、バンケットホステス、コンパニオン等（同条1項6号・措置法第41条の19）（控除額…5千円×日数）
 広告宣伝の賞金（同条1項8号）（控除額…1回の支払い金額につき50万円）
 馬主が受ける競馬の賞金（同条1項8号）（控除額…賞金額の20%+60万円）
 - 左の報酬・料金の額
 ー控除額……………10%
 - ハ 診療報酬（同条1項3号）……………その月分の支払金額ー控除額（20万円）……………10%
 - ニ 公的年金等（所得税法第203条の2）……………公的年金等の支給額ー控除額……………10%
 - ホ 生命保険契約等に基づく年金（所得税法第207条）……………支払う年金の額ーその年金の額に対応する保険料又は掛金の額（ただし残額が25万円未満の場合は源泉徴収不要）……………10%
- 内国法人
 - イ 馬主が受ける競馬の賞金（所得税法第174条10号）（控除額…賞金額の20%+60万円）……………10%
 - ※芸能法人（同法第174条旧10号）は平成15年3月31日をもって廃止された。

3 統計表の収録一覧

統 計 表	分 類 方 法	調 査 項 目						調 査 方 法	
		源泉徴収義務者数	人 員	支 払 金 額	給与所得		税 額		譲渡利益金額
					人 員	金 額			
3-1 所得種類別課税状況									
(1) 利子所得等の課税状況				○			○	} 標 本 調 査	
(2) 給与所得及び退職所得の課税状況			○	○			○		
(3) 配当所得の課税状況			○	○			○		
(4) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況							○ ○		
(5) 報酬・料金等所得の課税状況			○	○			○		
(6) 非居住者等所得の課税状況			○	○			○		
(7) 税務署別源泉徴収税額	所得種類別						○		全数調査
3-2 源泉徴収義務者数									
(1) 源泉徴収義務者数	所得種類別	○						} 全 数 調 査	
(2) 給与所得の事故徴収義務者数		○							
(3) 税務署別源泉徴収義務者数	所得種類別	○							
3-3 累年比較									
(1) 所得別源泉徴収税額の累年比較	所得種類別						○	} 全 数 調 査	
(2) 所得別源泉徴収義務者数の累年比較	〃	○							
(3) 所得別加算税額の累年比較	〃						○		
(4) 利子所得等の累年比較				○			○	} 標 本 調 査	
(5) 給与所得及び退職所得の累年比較			○	○			○		
(6) 配当所得の累年比較			○	○			○		
(7) 報酬・料金等所得の累年比較			○	○			○		
(8) 非居住者等所得の累年比較				○			○		
3-4 民間給与実態統計調査結果（抜粋） 給与所得者数、給与額及び税額 （1年を通じて勤務した給与所得者）					○	○	○	標 本 調 査	